

(令和 4 年分用)「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 4 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 5 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。
- ※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人氏名：

相続人等(特例適用者)

住 所

氏 名

電 話

()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容(適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
被 相 続 人	(1) (2)の場合以外の場合ですか。		はい	☐	—
	相続開始 前のいず れかの日	① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下 同じです。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写し など
	相続開始 の直前 (注1)	② 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の 総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・ (注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写 し、戸籍の謄本又は抄本など
		③ 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(会 社の特例経営承継相続人等となる者を除きます。)の中で最も 多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写 し、戸籍の謄本又は抄本など
	(2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7の5第 1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定(以下、「特 例措置」といいます。)の適用を受けている者等がいますか。		はい	☐	○ 相続税の申告書第8の2 の2表の付表1など
後 継 者 (相 続 人 等)	相続開始 の直前	○ その会社の役員ですか(被相続人が70歳未満で死亡した場合 及び後継者が円滑化省令の確認を受けた特例承継計画に記載さ れている特例後継者である場合を除きます。)(注4)・(注5)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写し など
	相続開始 の時	① 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してくだ さい。 イ その会社の非上場株式等の取得が最初の特例措置の適用 に係る贈与又は相続若しくは遺贈による取得である場合 平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の相続 又は遺贈(以下「相続等」といいます。)による取得ですか。 ロ イの場合の以外の場合 イの最初の取得の日から特例経営承継期間の末日までの 間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続等による取 得ですか。(注6)	はい	いいえ	○ 認定書の写し、戸籍の謄本 又は抄本など
		② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議 決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写 し、戸籍の謄本又は抄本など
		③ 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してくだ さい。 イ 後継者が1人の場合 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その後継者以外 の特例措置の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じで す。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注 2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写 し、戸籍の謄本又は抄本など
		ロ 後継者が2人又は3人の場合 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者 と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有し ていますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写 し、戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始の日の 翌日から5か月 を経過する日	○ その会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写 しなど
	相続開始の時 から申告期限 まで	○ 特例対象非上場株式等の全てを保有していますか。(注7)	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2 の2表の付表1など
	申告期限 まで	① その会社の株式等について、租税特別措置法第70条の7第1 項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の 適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2 の2表の付表1など
		② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限 るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認 を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継 者ですか。(注4)・(注8)	はい	いいえ	○ 確認書の写し

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容（適用要件）	確認結果		確認の基となる資料
会社 相続開始の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。（注4）	はい	いいえ	○ 認定書の写し
	② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
	③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
	④ 風俗営業会社には該当していませんか。（注9）	はい	いいえ	
	⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。 また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。（注10）	はい	いいえ	
	⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。（注11）・（注12）	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
	⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注13）・（注14）	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
	⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。（注15）	はい	いいえ	○ 損益計算書など
	⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。（注16）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
	⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など

- (注) 1 代表権を有していた被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 5 災害等(租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。以下14において同じです。)が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件は不要とされます。
- 6 「特例経営承継期間」とは、この特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける後継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日
(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日
※ 災害等により申告期限の延長がされる場合には、その延長後の申告期限となります。
- 7 「特例対象非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7の6第1項に規定する株式等をいいます。
- 8 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第1項の確認は、令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。
- 9 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 10 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第8項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 11 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 12 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 13 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 14 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件は不要とされます。
- 15 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第9項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 16 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号に掲げる者をいいます。

（令和４年分用）「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート

（はじめにお読みください。）

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6）の適用を受けるため（※）の提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 3 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシートを使用してください。
- ※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2）の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』（一般措置）の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称： 被相続人氏名：

相続人等（特例適用者）

住 所
氏 名
電 話 （ ）

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

（注）担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等（その会社が証明したものに限りま	☐
2	相続開始の時における会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	☐
3	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	☐
4	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書（円滑化省令第6条第1項第12号又は第14号の事由に係るものに限りま	☐
5	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐

＊ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の適用要件チェックシート（2面）における、（注）5又は14に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。